

## 島根海区漁業調整委員会事務局だより

第 15 期第 3 回島根海区漁業調整委員会が、平成 29 年 3 月 21 日（火）に松江市のエクセルホテル東急で開催され、以下の議題について諮問等が行われました。

### 【議題】

- (1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について  
(諮問)
- (2) 大社トモ島周辺における錨止め禁止の委員会指示について（協議）
- (3) 日本海・九州広域漁業調整委員会指示（トラフグ）について（報告）
- (4) 平成 28 年の島根県の漁業生産状況について（報告）
- (5) その他（太平洋クロマグロの資源管理の状況について…報告）

委員会での検討結果は以下のとおりです。

- (1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について  
(諮問)

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、本県ではマイワシ、マサバ及びゴマサバ、マアジ、スルメイカ、ズワイガニについて、毎年、国からの漁獲可能量の配分を受け、県計画を定めています。

このたび、平成 29 年漁期のスルメイカに係わる国の漁獲可能数量が決定され、島根県への配分量が示されました。この決定通知に伴う県の管理計画の変更について、知事からの諮問があり、審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

なお、本諮問は隠岐海区漁業調整委員会にも諮られ、異議の無い旨の答申を得ており、平成 29 年 3 月 31 日に県計画が公表されました。

### 県の管理計画の変更の概要

	平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月の知事管理量
スルメイカ	若干

## **(2) 大社トモ島周辺における錨止め禁止の委員会指示について（協議）**

出雲市大社町沖合にある「トモ島」周辺は、ぶり類の好漁場として有名ですが、漁業者や遊漁者が混在して漁場利用するため、漁業者と遊漁者の間でのトラブル防止を目的として、「錨止めをしての釣り禁止」を定めた委員会指示が当委員会より発出されています。この委員会指示の有効期間は3年となっており、このたび漁業と遊漁の漁場利用に関する調整機関である島根海区海面利用協議会から、委員会指示の継続について当委員会へ協議されたものです。

委員会では、指示の継続が必要であるということで了解し、指示を継続することとなりました。

## **(3) 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（トラフグ）について（報告）**

山口県から九州西部の海域においては、トラフグの資源管理を目的として、日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員会指示によって、5トン以上のトラフグはえ縄漁船の隻数や漁期が制限されています。

この委員会指示については、2月15日に福岡で開催された日本海・九州西広域漁業調整委員会において指示の継続が了承されました。

島根県ではトラフグ延縄漁船はいないものの、規制海域の一部が本県沖合漁場と重なることから、情報を共有するため本委員会で報告しました。

## **(4) 平成28年の島根県の漁業生産の状況について（報告）**

水産技術センターより平成28年の島根県の漁業生産の状況について報告があり、総漁獲量は10万8千トン、総生産額は192億円で、前年に比べ量はやや減少、生産額はやや増加という結果となりました。前年に比べマイワシが減少したため、全体の量は減少しましたが、サバ類などは好漁であったこと、単価の高いブリ類などが多く獲れたことに加え、全体的に魚価が上昇したため、生産額が増加したことなどが報告されました。

(5) その他（太平洋クロマグロの資源管理の状況について）

平成 27 年 1 月から全国的に実施されている「太平洋クロマグロの資源管理」について、第 2 管理期間（平成 28 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日）の進捗状況および第 3 管理期間（平成 29 年 7 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日）に向けた方針等について県の担当者から報告がありました。

島根県では、第 2 管理期間のクロマグロの漁獲が好調であり、県に割り当てられた漁獲上限をすでに超過していること、国全体の漁獲上限を超えた場合、第 3 管理期間（平成 29 年 7 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日）の県の漁獲割り当てが削減される可能性があること等について報告がありました。

これに対し委員からは、クロマグロの資源管理の必要性は理解するが、漁業の実状を十分に考慮し、適切な管理方法となるよう国などと検討すべきとの意見がありました。

**お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950**